



犯罪の被害にあわれてお困りの方は
ご遠慮なくお電話ください。

相 談 電 話

045-430-5072

F A X 相 談

045-430-5075

相 談 受 付

月曜日～金曜日

午前10時から午後4時
(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

- 相談・支援は、無料です
- 秘密は厳守します
- 面接相談・直接支援は、必要に応じて行います

10月3日は「犯罪被害者支援の日」です。
11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です。

センターは、みなさまの会費や寄付金により運営しています。みなさまの温かいご支援、ご協力をお願い致します。

● 賛助会員年会費

個人 1口 3,000円

法人・団体 1口 10,000円

(1口以上何口でも結構です)

● 寄付金

金額の多寡を問いません

電話相談員募集中

お問合せ、お申し込みは
下記、事務局までご連絡下さい。

TEL **045-430-5070**

FAX **045-430-5075**

午前10時～午後5時

(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

〒221-0011 横浜市神奈川区神之木台22-14
神奈川県青少年課神之木台分館内

<http://www.kanagawa-vsc.npo-jp.net/>

国税庁認定NPO法人に寄付していただいた場合には税制優遇措置が得られます。

 日本財団 助成事業
The Nippon Foundation

犯罪や被害にあわれた
あなたをサポートします



神奈川県公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体
国税庁認定特定非営利活動法人

神奈川被害者支援センター

Kanagawa Victim Support Center

神奈川被害者支援センターの設立

わが国の犯罪被害者・遺族の方々は、長い間適切な援助を受けることなく、社会の中で孤立し放置されてきましたが、ご遺族から「被害者の声を聞いて欲しい。」との切実な声に応える形で平成4年東京都内の大学に「犯罪被害者相談室」が開設されました。

相談室の開設により、多数の被害者・遺族の方々が心に大きな傷を受け、何年も苦しんでいる実態が明らかにされたことから、全国各地において民間の被害者支援組織が設立されるようになりました。

神奈川県では、神奈川県被害者支援連絡協議会において、民間の被害者支援団体を設立することを決定し、平成13年5月「神奈川被害者支援センター」が設立されました。

翌年の平成14年10月にはNPO法人格を取得し、県内の心ある方々のご協力をいただき、犯罪や事故の被害者やご家族の方々が抱える問題や悩みを少しでも軽減できるよう、電話相談、面接相談、自助グループ支援や刑事裁判の付き添いなどを無料で行っております。

なお、平成19年6月、国税庁から「認定NPO法人」の資格を取得しました。これによりご寄付下さった方の税制優遇措置を得られることとなりました。

また、平成20年3月、神奈川県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。それに伴い犯罪被害者等給付金申請の補助業務が担当できるようになりました。

犯罪や被害にあわれた あなたをサポートします

相談電話番号

045-430-5072

直接的支援

被害者の希望に応じて、病院、裁判所、警察への付き添い等の支援を行います。



犯罪被害者等給付金 申請の補助

公安委員会からの指定は、公的認証のあかしです。

犯罪被害者等給付金申請のお手伝いができます。

ご注意／給付金は法令で定められた一定の要件を満たされた場合に支給されるものです。

電話相談

専門家や訓練を受けた相談員による相談・他機関への紹介を行っています。

心のケア 情報提供



面接相談

電話相談の中から必要に応じて面接相談に移行します。

カウンセリング

法律相談 情報提供



自助グループ支援

同様の体験をした被害者の方へのアドバイスや交流場所の提供を行っています。



広報・啓発活動

被害者支援の大切さを多くの人に知ってもらうために、講演会や研修会の開催、機関誌の発行、広報キャンペーン活動などを行っています。

